

本日討議いただきたい事項

昨今、NFT^(注1)等の分散台帳技術等を活用したデジタル資産の普及・拡大等、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動き（いわゆるWeb3.0^(注2)）が広がっており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）にも盛り込まれている。

（注1）Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略称。「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつもの。

（注2）次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個が繋がった世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。

こうした分散台帳技術等を活用した新たな動きについては、ユーザーが自分のデータやアイデンティティを管理できる、価値が1つの企業に独占されないといったメリットがあるとの指摘がある一方で、実際は中央集権的であるとの指摘や投機的金融要素と切り離せないといった指摘もなされている。

1. Web3.0等の分散台帳技術等を活用した動きの進展に伴い、社会や経済にどのような意義や影響があると考えられるか（金融・非金融を問わない。）。
2. こうした分散台帳技術等を活用した動きの進展により、社会課題の解決に繋がるようなユースケースとしてどのようなものがあると考えられるか（金融・非金融を問わない。）。
3. 分散台帳技術等を活用した金融的手法・サービスは、伝統的金融における手法・サービスと比較して、迅速性向上・コストの低減・きめ細かい利用者ニーズへの対応可能性等のメリットが指摘される一方、利用者保護・金融システムへの影響・ステークホルダーの平等性等の課題も指摘される。
 - (1) こうした分散台帳技術等を活用した金融的手法・サービスの現在の用いられ方について、どのように評価することが考えられるか。
 - (2) こうした手法・サービスの展開は、今後どのようなものとなると考えられるか。
 - (3) こうした手法・サービスが役割を発揮していくために、金融行政において取り組むべきものとして、どのようなものが考えられるか。
4. 上記の他に、分散台帳技術等を活用した金融的手法・サービスに関して、留意すべき点はあるか。

（以上）